

第 1 3 回 定 時 株 主 総 会 資 料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連 結 計 算 書 類

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

ファイズホールディングス株式会社

上記事項の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社はコンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内諸規程を遵守した行動をとるよう定めるとともに、研修等を通じてその浸透を図ります。
- ロ 当社は、使用人が社内でコンプライアンス違反やその疑いのある行為を発見した場合に、相談・報告できる内部通報制度を構築し、必要に応じて通報内容の調査と対応を実施します。
- ハ 社長の命を受けた内部監査担当が、当社の法令及び内部規程の遵守状況について内部監査を実施します。
- ニ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行之不備に対する是正措置を講じます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保管及び管理を行います。
- ロ 取締役が常時これらの情報を閲覧できる体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、リスク管理体制を整備するために、リスク管理規程を定め、効果的に運用することにより、リスクの軽減を図ります。
- ロ 当社のコンプライアンスを確実に実行するため、社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行います。
- ハ 重要な取引に関わるリスクについては、管理本部において、リスクの把握と対策の審議を行います。

- 二 社長の命を受けた内部監査担当が、リスク管理体制の構築・運用状況について内部監査を実施します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役の職務の執行が効率的に実行されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- ロ 当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その達成に向け具体策を立案・実行します。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を協議するための会議を開催し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定します。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、毎月经営会議を開催しており、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置について、監査等委員会から求められた場合は、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲内で配置します。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動等人事権に関わる決定は、監査等委員会の事前の同意を条件とすることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

⑧ 監査等委員会の上記⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下に配置します。

⑨ **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、法令違反等の不正行為、その他これに準ずる事実等を知った場合は、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。

⑩ **上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、上記の報告を行った役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。

⑪ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑫ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ 監査等委員会が必要に応じて、内部監査担当と連携及び情報交換して職務にあたります。
- ロ 監査等委員会は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、必要と認める会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人等にその説明を求めます。
- ハ 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、管理部門と営業部門に分かれており、管理部門と営業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、以下の取組みを行いました。

① コンプライアンス体制について

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス推進委員会を開催し、当社におけるコンプライアンス体制の強化を図りました。

② 内部監査体制について

内部監査計画書に基づき、当社の全部署を対象に業務監査を実施し、監査結果を取締役に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については、内部監査時に改善実施状況をチェックすることで改善策の実行が徹底されていることを確認いたしました。

③ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に関する評価及び各部門における業務プロセスの運用状況について、策定した実施計画に基づいて検証を行い、取締役会に報告いたしました。

④ 監査等委員会の職務執行について

監査等委員は、取締役会に出席し議事運営及び決議内容等の監査を実施した他、会計監査人の監査結果について、会計監査人と情報交換を行いました。また、常勤監査等委員は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し事業の現況の報告を受け、内部監査担当と連携をとり監査を実施いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	326,522	254,997	3,386,277	△42,688	3,925,109
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△300,623		△300,623
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,023,874		1,023,874
自 己 株 式 の 処 分		△3,097		8,223	5,125
連結子会社株式の取得による 持 分 の 増 減		1,487			1,487
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変 動 額 (純 額)					－
当連結会計年度変動額合計	－	△1,610	723,250	8,223	729,864
当連結会計年度末残高	326,522	253,387	4,109,528	△34,464	4,654,973

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利益 累計額		
当連結会計年度期首残高	5,207	5,207	105,485	4,035,802
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△300,623
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,023,874
自 己 株 式 の 処 分				5,125
連結子会社株式の取得による 持 分 の 増 減				1,487
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変 動 額 (純 額)	△6,744	△6,744	60,093	53,349
当連結会計年度変動額合計	△6,744	△6,744	60,093	783,213
当連結会計年度末残高	△1,536	△1,536	165,579	4,819,016

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ・ 連結子会社の数 | 6社 |
| ・ 主要な連結子会社の名称 | ファイズオペレーションズ株式会社
ファイズトランスポートサービス株式会社
ブリリアントトランスポート株式会社
日本システムクリエイト株式会社
株式会社ファインドオン
株式会社誠ノ真 |

2025年10月20日に株式会社誠ノ真を株式取得により連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・商品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 15年

車両運搬具 12年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に計上すべき額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、主に物流事業において、顧客からの業務委託により包括的に物流業務を受託するサードパーティロジスティクス（以下、3PL）、輸配送サービスなどの役務の提供を行っております。これらの役務の提供については、業務委託契約に基づく取引であり、原則として一定期間にわたり履行義務が充足されるものの、充足されるまでの期間が短期間であることから、役務の提供を完了した時点（3PL：出荷時点、輸配送：配送完了時点）で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。

なお、償却期間は5年から10年であります。

⑦ その他

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、国内連結子会社の一部において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に記載した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、株式会社誠ノ真の取得に伴い計上したのれんの金額は、以下のとおりです。

のれん 287,146千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

株式会社誠ノ真の取得に伴い計上したのれんは同社の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。当該のれんの減損の兆候判定にあたっては、当該超過収益力が毀損しているかどうかにより判定しており、同社の取得時に見込んだ事業計画の達成度を、実績値及び最新の事業計画との比較分析することにより実施しております。

なお、当連結会計年度において、減損の兆候はないと判断しております。

②主要な仮定

当該事業計画の算定に用いた主要な仮定は、売上高成長率及び売上原価率であります。売上原価率については過去の実績を踏まえ売上高に対する一定の率を仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、また事業計画は変動する可能性があります。事業計画策定の前提となった条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生するリスクがあります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社及び連結子会社（日本システムクリエイト株式会社）は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,270,000千円
借入実行残高	- 千円
差引額	2,270,000千円

(2) 担保資産及び担保債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

①担保資産

土地	103,876千円
計	103,876千円

②担保付債務

長期借入金	91,660千円
計	91,660千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,154,459千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,822,800株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	139,545千円	13円	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年10月31日 取 締 役 会	普通株式	161,078千円	15円	2025年9月30日	2025年11月17日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年6月19日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	161,270千円	15円	2026年3月31日	2026年6月22日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、設備投資計画に照らして、必要な資金を親会社及び銀行からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社等の事務所及び事業用の倉庫の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に純投資目的及び事業推進目的で保有しております。上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式は発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

短期借入金及び長期借入金及び関係会社長期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であります。短期借入金及び長期借入金及び関係会社長期借入金及び社債は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することによりリスク低減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務等について、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投 資 有 価 証 券	52,662	52,662	－
(2) 敷金及び保証金（＊6）	975,598	889,306	△86,292
資 産 計	1,028,260	941,968	△86,292
(1) リ ー ス 債 務 （ ＊ 2 ）	1,047,383	1,028,827	△18,556
(2) 長 期 借 入 金 （ ＊ 3 ）	1,779,772	1,767,211	△12,560
(3) 関係会社長期借入金（＊4）	1,300,000	1,300,000	－
(4) 社 債 （ ＊ 5 ）	25,000	24,995	△4
負 債 計	4,152,155	4,121,034	△31,121

（＊1）現金は注記を省略しており、預金（長期性預金は除く）、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（＊2）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（＊3）1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

（＊4）1年内返済予定の関係会社長期借入金は関係会社長期借入金に含めて表示しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

（＊5）1年内償還予定の社債は社債に含めて表示しております。

（＊6）敷金及び保証金の連結貸借対照表計上額及び時価には、回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

（＊7）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(注) 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	25,000	—	—	—
長期借入金	396,108	993,099	390,565	—
関係会社長期借入金	300,000	1,000,000	—	—

(3) 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	52,662	—	—	52,662
資産計	52,662	—	—	52,662

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	－	889,306	－	889,306
資産計	－	889,306	－	889,306
リース債務	－	1,028,827	－	1,028,827
長期借入金	－	1,767,211	－	1,767,211
関係会社長期借入金	－	1,300,000	－	1,300,000
社債	－	24,995	－	24,995
負債計	－	4,121,034	－	4,121,034

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、本社等の事務所及び事業用の倉庫に係るものについて、合理的に見積もった返済予定額に基づき、その詳細キャッシュ・フローの国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。その他の敷金及び保証金については、1 件あたりの金額が僅少なため当該簿価によっております。いずれもレベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	オペレーション サービス事業	トランスポート サービス事業	国際物流 サービス事業	情報システム 事業	
オペレーション サービス事業	26,927,108	—	—	—	26,927,108
トランスポート サービス事業	—	10,533,162	—	—	10,533,162
国際物流 サービス事業	—	—	800,056	—	800,056
情報システム 事業	—	—	—	2,062,532	2,062,532
顧客との契約か ら生じる収益	26,927,108	10,533,162	800,056	2,062,532	40,322,860
その他の調整	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	26,927,108	10,533,162	800,056	2,062,532	40,322,860

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、サービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上流動負債のその他及び固定負債のその他に含まれております。

契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

契約負債	82,251
------	--------

契約負債は、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は74,773千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 432円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 95円35銭 |

8. その他の注記

企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年10月16日付け取締役会において、株式会社誠ノ真の株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年10月20日に当該株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社誠ノ真

事業の内容 家電品の配達、設置工事の請負等

(2)企業結合を行った主な理由

当社グループは、「人と人のつながりで“未来のあたりまえ”を創造する」という経営理念のもと、サードパーティロジスティクスをはじめとするECソリューションを包括的に提供する企業グループです。

株式会社誠ノ真は、2015年に設立され、主に家電品の配達、設置工事の請負を行っております。同社の株式取得後は、当社グループのロジスティクスサービス事業との連携強化を図ることにより、当社グループの経営理念の実現を図ることができるものと判断し、このたび、同社の株式を当社が取得いたしました。

(3)企業結合日

2025年10月20日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません

(6)取得した議決権比率

100.0%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年11月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 385,000千円

取得原価 385,000千円

なお、当社は外部専門家が作成した株式価値算定書を利用して、取得原価の金額の妥当性を検証しております。利用した株式価値算定書では、株式会社誠ノ真の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを割り引く評価手法により株式価値が算定されています。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬等 31,800千円

5. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

301,085千円

(2)発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3)償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 401,380千円

固定資産 194,626千円

資産合計 596,006千円

流動負債 199,336千円

固定負債 313,342千円

負債合計 512,679千円

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,068,305	流 動 負 債	565,287
現 金 及 び 預 金	424,689	買 掛 金	3
受取手形及び売掛金	75,748	未 払 金	13,858
関係会社売掛金	45,265	関 係 会 社 未 払 金	4,125
関係会社預け金	1,465,369	未 払 費 用	12,842
前 払 費 用	8,282	預 り 金	3,066
1 年 内 返 済 予 定 の		関 係 会 社 預 り 金	18,285
関係会社長期貸付金	48,101	未 払 法 人 税 等	4,400
そ の 他	848	1 年 内 返 済 予 定 の	
		借 入 金	200,076
固 定 資 産	1,632,776	1 年 内 返 済 予 定 の	
有 形 固 定 資 産	15,326	関係会社長期借入金	300,000
建 物	13,050	そ の 他	8,629
工具、器具及び備品	2,275	固 定 負 債	1,966,478
無 形 固 定 資 産	5,655	長 期 借 入 金	966,478
ソ フ ト ウ ェ ア	5,655	関 係 会 社 長 期 借 入 金	1,000,000
投資その他の資産	1,611,795	負 債 合 計	2,531,765
投 資 有 価 証 券	0	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	1,405,750	株 主 資 本	1,169,316
出 資 金	85	資 本 金	326,522
関係会社長期貸付金	174,852	資 本 剰 余 金	237,227
そ の 他	31,107	資 本 準 備 金	229,522
資 産 合 計	3,701,081	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,704
		自 己 株 式 処 分 差 益	7,704
		利 益 剰 余 金	640,031
		そ の 他 利 益 剰 余 金	640,031
		繰 越 利 益 剰 余 金	640,031
		自 己 株 式	△34,464
		純 資 産 合 計	1,169,316
		負 債 純 資 産 合 計	3,701,081

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		56
営 業 収 益		813,800
売 上 高 及 び 営 業 収 益 合 計		813,856
売 上 総 利 益		813,856
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		477,579
営 業 利 益		336,276
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	975	
そ の 他	316	1,291
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,152	
そ の 他	10	20,162
経 常 利 益		317,405
税 引 前 当 期 純 利 益		317,405
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,860	
法 人 税 等 調 整 額	2,106	5,966
当 期 純 利 益		311,438

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
			自 己 株 式 処 分 差		繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	326,522	229,522	10,802	240,324	629,216	629,216	△42,688	1,153,375
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△300,623	△300,623		△300,623
当 期 純 利 益					311,438	311,438		311,438
自 己 株 式 の 処 分			△3,097	△3,097			8,223	5,125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△3,097	△3,097	10,814	10,814	8,223	15,940
当 期 末 残 高	326,522	229,522	7,704	237,227	640,031	640,031	△34,464	1,169,316

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	1,153,375
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△300,623
当 期 純 利 益	311,438
自 己 株 式 の 処 分	5,125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－
当 期 変 動 額 合 計	15,940
当 期 末 残 高	1,169,316

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料については、子会社への契約内容に応じたサービスを提供することが履行義務として識別しており、サービスを提供した時点で収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に記載した金額

関係会社株式1,405,750千円（うち、株式会社誠ノ真416,800千円）

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

市場価格のない関係会社株式については、当該会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合、株式の減損を実施しております。実質価額は1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額またはその金額に超過収益力を反映した金額とし、その実質価額と取得原価を比較することにより減損の判定をしております。また、実質価額に超過収益力を反映した場合は当該超過収益力が毀損していないかどうかを連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記 のれんの評価」に記載の算出方法に従い検討しております。

当事業年度において、減損の検討にあたり超過収益力の毀損の有無を検討した関係会社株式は株式会社誠ノ真株式であり、検討の結果、減損の兆候はないと判断しております。

② 主要な仮定

当該超過収益力の評価のための主要な仮定は、連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記 のれんの評価」に記載のとおりです。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記 のれんの評価」に記載のとおり、株式会社誠ノ真の事業計画策定の前提となった条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の評価損が発生するリスクがあります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,200,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	2,200,000千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	23,859千円
----------------	----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	813,800千円
② その他営業取引による取引高	9,156千円
③ 営業取引以外の取引による取引高	711千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	71,460株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	6,341千円
敷金償却	1,756
株式報酬	2,391
未払事業税	1,031
関係会社株式	5,364
その他	1,646
繰延税金資産小計	18,532
評価性引当額	△18,532
繰延税金資産合計	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社、子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
親 会 社	AZ-COM丸和 ホールディング グス株式会社	所有 直接 58%	資金の借入、 役員の兼任	資金の借入 (注)3 資金の返済	1,500,000	1年内返済 予定の関係 会社長期借 入金	300,000
					200,000	関係会社 長期借入金	1,000,000
子 会 社	ファイズオペ レーションズ 株式会社	所有 直接 100%	経営指導、 役員の兼任	経営指導料等の 受取(注)1	360,000	関係会社 売掛金	33,000
				資金の預入・預り (注)2、3	1,023,042	関係会社 預け金	1,462,424
				配当金の受取 (注)4	300,000	—	—
	ファイズトラ ンサポートサ ービス株式会 社	所有 直接 100%	経営指導、 役員の兼任	経営指導料等の 受取 (注)1	132,000	関係会社 売掛金	12,100
				資金の預入・預り (注)2、3	5,690	関係会社 預り金	18,285
				資金の貸付 (注)3 資金の回収	—	1年内返済 予定の関係 会社長期貸 付金	48,101
					47,984	関係会社長 期貸付金	174,852
				配当金の受取 (注)4	20,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料等については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。

2. 資金の預入・預りの取引金額については、預入と引き出しの純増減額を記載しております。

3. 「関係会社借入金」、「関係会社預り金」、「関係会社預け金」、「関係会社長期貸付金」の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 配当金については、ファイズオペレーションズ株式会社及びファイズトランスポートサービス株式会社の当期純利益及び配当性向等を勘案し、取締役会及び株主の承認を経て決定しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 108円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円00銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ファイズホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須 藤 公 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 寛 喜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを

評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ファイズホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 公 夫
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 寛 喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当部署と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社
の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうか
についての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

ファイズホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 堀口 淳也 ㊞

監査等委員 藤原 誠 ㊞

監査等委員 中喜多 智彦 ㊞

(注) 監査等委員藤原誠及び中喜多智彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定
する社外取締役であります。